

# 在宅医療の体制(案)について

# 在宅医療の体制(案)

## 生活の場における療養支援

- 多職種協働による患者・家族の生活の視点に立った医療の提供
- 地域における在宅医療に対する姿勢や原則の共有
- 緩和ケアの提供
- 介護する家族の支援

在宅医療連携病院・診療所、在宅療養支援病院・診療所、在宅医療を担う病院・診療所、薬局、訪問看護ステーション、居宅介護支援事業所、地域包括支援センター、在宅医療連携拠点

急変

## 急変時の対応

- 在宅療養中の患者の後方ベッド機能の確保

在宅医療を担う病院・診療所  
在宅療養支援病院・診療所  
訪問看護ステーション  
在宅医療連携病院・診療所  
急変時の受け入れを行う病院・有床診療所  
介護老人保健施設、在宅医療連携拠点

## 入院から在宅療養移行

- 退院支援の実施

病院  
有床診療所  
介護老人保健施設  
在宅医療連携病院・診療所  
在宅療養支援病院・診療所  
在宅医療を担う病院・診療所  
薬局  
訪問看護ステーション  
居宅介護支援事業所  
地域包括支援センター  
在宅医療連携拠点

## 看取り

- 住み慣れた自宅や地域での看取りの実施

在宅医療連携病院・診療所  
在宅療養支援病院・診療所  
在宅医療を担う病院・診療所  
訪問看護ステーション  
入院先となる病院・有床診療所  
在宅医療連携拠点

# 在宅医療の体制(案)

	【入院から在宅療養移行】	【生活の場における療養支援】	【急変時の対応】	【看取り】
機能	退院支援	症状安定時の在宅医療	症状急変時の医療	患者が望む場所での看取り
目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>●入院機関と、在宅医療の受け皿になる関係機関の円滑な連携により、切れ目のない継続的な診療・ケア体制を確保すること</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●患者の疾患、重症度に応じた医療(緩和ケアを含む)が多職種協働により、できる限り日常医療圏内で継続的、包括的に提供されること</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●在宅療養中の患者の症状急変時に対応できるように、在宅医療を担う病院・診療所、訪問看護ステーション及び入院機能を有する病院・診療所等との円滑な連携による診療体制を確保すること</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●住み慣れた自宅や地域等、患者が望む場所での看取りを行うことができるよう支援すること</li> </ul>
関係機関の例	<ul style="list-style-type: none"> <li>●病院・有床診療所</li> <li>●介護老人保健施設</li> <li>●在宅医療連携病院・診療所</li> <li>●在宅療養支援病院・診療所</li> <li>●在宅医療を担う病院・診療所</li> <li>●薬局</li> <li>●訪問看護ステーション</li> <li>●居宅介護支援事業所</li> <li>●地域包括支援センター</li> <li>●在宅医療連携拠点</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●在宅医療連携病院・診療所</li> <li>●在宅療養支援病院・診療所</li> <li>●在宅医療を担う病院・診療所</li> <li>●薬局</li> <li>●訪問看護ステーション</li> <li>●居宅介護支援事業所</li> <li>●地域包括支援センター</li> <li>●在宅医療連携拠点</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●在宅医療を担う病院・診療所</li> <li>●在宅療養支援病院・診療所</li> <li>●訪問看護ステーション</li> <li>●在宅医療連携病院・診療所</li> <li>●急変時の受け入れを行う病院・有床診療所</li> <li>●介護老人保健施設</li> <li>●在宅医療連携拠点</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●在宅医療連携病院・診療所</li> <li>●在宅療養支援病院・診療所</li> <li>●在宅医療を担う病院・診療所</li> <li>●訪問看護ステーション</li> <li>●入院先となる病院・有床診療所</li> <li>●在宅医療連携拠点</li> </ul>
求められる事項(抄)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●入院初期から、退院後の生活を見据えた退院支援を開始すること</li> <li>●退院支援の際には、患者の日常医療圏に配慮した在宅医療・介護サービスの調整を心がけること</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●在宅医療を担う医療機関は、相互の連携により日常生活圏域で患者のニーズに対応した医療と介護が包括的に提供される体制の確保に努めること</li> <li>●在宅医療連携病院・診療所において、医療機関(特に一人の医師が開業している診療所)が必ずしも対応しきれない医師不在時や夜間の診療のサポートを行うこと</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●在宅医療を担う病院・診療所は、在宅療養中の患者の急変時の連絡先をあらかじめ患者や家族に提示し、また求めがあった際に24時間対応できる体制を確保すること</li> <li>●24時間対応が自院で難しい場合も、近隣の病院や診療所、訪問看護ステーション等との連携により、その体制を維持すること</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●患者、家族に対して、居宅等で受けられる医療、ケアおよび看取りに関する適切な情報提供を行うこと</li> <li>●必ずしも在宅医療を担う関係機関で対応できない終末期の在宅療養患者については、入院機能を有する病院・有床診療所等で必要に応じて受け入れること</li> </ul>